二　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第三項の表第三条の二第一項の項
三　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第四項の表第三条の二第一項の項及び同条第六項の表第三条の二第一項の項

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　西村　明宏
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十二号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二第一項から第四項までの規定及び附則第一条の三第一項中「平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は」を「国土交通大臣は、当分の間」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十三号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

（デジタル社会形成基本法の一部改正）

第一条　デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条・第三十八条」を「第三十八条・第三十九条」に改める。

第三十一条中「第三十七条第二項第十二号」を「第三十八条第二項第十二号」に改める。

第三十三条中「第三十七条第二項第十四号」を「第三十八条第二項第十四号」に改める。

第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条第二項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

第三十七条を第三十八条とする。

第五章中第三十六条を第三十七条とする。

第四章中第三十五条の次に次の一条を加える。

（情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し）

第三十六条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第二条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　雑則（第十六条―第十九条）」を「第四章　情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十六条・第十七条）　第五章　雑則（第十八条―第二十一条）」に改める。

第一条中「施策」の下に「及び情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策」を加える。

第十条中「次に」を「次の各号に」に、「この節の」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号中「定めるもの　この節の規定」に改め、同条第二号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項」を「又は第七条第一項」に、「除く。」を「除く。）　第六条及び第七条の規定」に改め、同条に次の一号を加える。

三　縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の法令の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）　第八条及び前条の規定

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条の前の見出しを削り、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」を付する。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策

（情報通信技術の進展への対応）

第十六条　国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2　地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（規制の見直しに資する情報通信技術に関する情報の公表及び活用）

第十七条　内閣総理大臣は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、情報通信技術に関する情報であって当該見直しに資するものについて、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

2　国の行政機関等は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しの検討に当たっては、前項の規定により公表された情報を活用するよう努めなければならない。